

大阪市規則第42号

大阪市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市職員互助会条例施行規則（昭和30年大阪市規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(出産等支援金)</p> <p>第13条 会員又はその配偶者が、妊娠4月以後に出産したとき又は妊娠4月以後に母体保護法（昭和23年法律第156号）第14条の規定による人工妊娠中絶（以下「人工妊娠中絶」という。）を受けたときは、<u>会員</u>に対し、出産等支援金として、20,000円に当該出産に係る子若しくは死産児又は当該人工妊娠中絶に係る胎児の数を乗じて得た額を支給する。</p>	<p>(出産等支援金)</p> <p>第13条 会員又はその配偶者が、妊娠4月以後に出産したとき又は妊娠4月以後に母体保護法（昭和23年法律第156号）第14条の規定による人工妊娠中絶（以下「人工妊娠中絶」という。）を受けたときは、<u>会員（出産し、又は人工妊娠中絶を受けた者及びその配偶者がいずれも会員である場合にあっては、当該会員のうちいずれか一方の者）</u>に対し、出産等支援金として、20,000円に当該出産に係る子若しくは死産児又は当該人工妊娠中絶に係る胎児の数を乗じて得た額を支給する。</p>
<p>(退会慰労金)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(退会慰労金)</p> <p>第15条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p><u>3</u> 会員が、条例第2条第1項第4号に掲げる者となったときは、会員であった期間の年数に5,000円を乗じて得た額（当該額が200,000円を超える場合にあっては、</p>

<p><u>3</u> 1の会員であった者について支給する前 2項に規定する退会慰労金の総額は、 200,000円を限度とする。</p>	<p>200,000円)の退会慰労金を支給する。 <u>4</u> 1の会員であった者について支給する前 3項に規定する退会慰労金の総額は、 200,000円を限度とする。</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大阪市職員互助会条例施行規則第13条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付すべき事由が生じた出産等支援金について適用し、施行日前に給付すべき事由が生じた出産等支援金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に給付すべき事由が生じたこの規則による改正前の大阪市職員互助会条例施行規則第15条第3項の規定による給付については、なお従前の例による。